産業廃棄物処理委託契約書

印紙

200円

　排出事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（業種：　　　　　　　　）（以下「委託者」という。）と、熊本市（以下「受託者」という。）は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

（委託内容）

第１条　委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の種類及び処分予定量は、その種類及び受託者の処分方法ごとに次の表に掲げるとおりとし、受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を処理施設ごとに次のとおり処分する。

なお、委託者が受託者に処分を委託することができる産業廃棄物の種類及び量は、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成２年１２月２８日条例第９８号。以下、「条例」という。）第１５条第１項の規定に基づき告示により定められた持ち込み基準に適合するものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 処理施設名称 | 　　所　在　地 | 処分方法 | 処 理 能 力 |  種類 及び 処分予定量 | 廃棄物の具体的内容 |
| １ | 東部環境工場 | 熊本市東区戸島町２５７０番地 | 焼却 | 　600t/日 |  廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 　　　　　　　ｔ／年 紙くず・繊維くず（総量） 　　　　　　　　　　　　　ｔ／年動植物性残さ 　 　　　 t／年 | (　　　　　　) |
| ２ | 西部環境工場 | 熊本市西区城山薬師２丁目１２番１号 | 　280t/日 | (　　　　　 )(　　　　　 ) |
| ３ | 扇田環境ｾﾝﾀｰ | 熊本市北区貢町１５６７番地 | 埋立 | 埋立容量1,500千ｍ3排水処理設備　400ｍ3/日 |  廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類（環境工場で処理困難なものに限る）・金属くず・ｶﾞﾗｽくず及 び陶磁器くず（総量） 　　　　　　　　　　　　　ｔ／年 | (　　　　　　)  |

２　前項の産業廃棄物の処理施設への運搬は委託者自らが行うか、委託者が運搬を委託する場合においては、次の収集運搬業者が運搬を行う。

　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　住　所

　　許可の有効期限

　　事業の範囲

　　許可の条件

　　許可番号

３　委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し受託者または前項の収集運搬業者に交付する。受託者は、産業廃棄物の搬入の都度、委託者から交付又は前項の収集運搬業者から回付されたマニフェスト伝票を確認する。

　（焼却残さの最終処分を行う場所）

第２条　委託者から委託を受けた産業廃棄物を焼却した後の焼却残さの最終処分を行う場所は、前条の表の３の項第１欄に掲げる扇田環境センターとする。当該処理施設の所在地、当該焼却残さの処分方法及び当該最終処分場の処理能力は同表の３の項第２欄、第３欄及び第４欄に掲げるとおりである。

（義務と責任）

第３条　委託者の義務及び責任は次のとおりとする。

　(1)　 委託者は、受託者の要求に従い、処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

　(2)　 委託者は、受託者が行う廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質を委託者が処理委託する産業廃棄物に混入しないよう注意する。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受託者は委託物の引き取りを拒むことができる。この場合において委託者は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

　(3)　 委託者は、委託者の排出した産業廃棄物を受託者の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

　(4)　 委託者は、受託者の条例第１５条第１項の規定に基づき告示により定められた内容に従い産業廃棄物を持ち込むこととする。

２　受託者の義務及び責任は次のとおりとする。

　(1)　 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、受託者の事業場における受け入れから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。

　　　この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

　(2)　 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、業務終了報告書としてマニフェスト伝票を委託者に返す。

（手数料等）

第４条　委託者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料は、条例別表第１に定めるとおりとする。

２　委託者は、受託者からの委託手数料の請求に対し、搬入後直ちに現金にて支払う。ただし、受託者がその他の方法を指示した場合はこの限りではない。

（契約の解除）

第５条　委託者、受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受託者が完了していないときは、当該産業廃棄物を委託者、受託者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

（協議）

第６条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

（契約期間）

第７条　この契約は、有効期間を契約締結日から当該年度末までとし、有効期限の１か月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件（有効期間に関する条件を除く。）で更新されたものとする。この場合の有効期間は４月１日から当該年度末までとする。

　この契約の成立を証するために本書２通を作成し、委託者、受託者は各々記名押印のうえ各１通を保有する。

　　令和　　　年　　月　　日

　　　委託者　　郵便番号

住　　所

 　氏　　名

 　 代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　電　　話

　　　受託者　　郵便番号　　〒860-8601

住　　所　　熊本市中央区手取本町１番１号

　　　　　　 　 氏　　名　　熊本市

 　 代 表 者　　熊本市長　大　西　一　史

　　　　　　　　電　　話　　096-328-2359